

奈良市幼保再編検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 少子化や就労形態の変化による保育ニーズの多様化といった社会環境の変化の中で、本市における就学前児童の教育及び保育並びに幼稚園、保育所等の施設の運営等について具体的な施策の検討を行うため、奈良市幼保再編検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 就学前児童の教育及び保育に関すること。
- (2) 幼稚園、保育所等の施設に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 検討委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 子育て関係団体・機関の関係者
- (3) 市民から公募した者
- (4) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、委嘱した日の属する年度の3月31日までとし、再任されることを妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 検討委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すると

ころによる。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、検討委員会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 検討委員会には、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、子ども政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年7月1日から施行する。

(奈良市保育所運営検討委員会設置要綱の廃止)

2 奈良市保育所運営検討委員会設置要綱(平成18年奈良市告示第514号)は、廃止する。